



許可番号 第08162001752号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 熊本県阿蘇郡西原村大字布田834番地171
 名 称 株式会社サンレイメディカル
 代表者氏名 代表取締役 田原 昌明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本市長 幸 山 政



許可の年月日 平成25年3月24日

許可の有効年月日 平成30年3月23日

1. 事業の範囲

裏面のとおり。

2. 積替保管施設の概要

施設の地番〔熊本市東区鹿帰瀬町299番1〕

廃棄物の種類	施設の面積	最大保管量	
汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、 感染性産業廃棄物 以下余白	754.9m ²	17.7t 152.2m ³	車両から車両へ の積替えに限る。

3. 許可の条件

- (1) 積替え作業に当たっては、産業廃棄物が飛散流出しないよう必要な措置を講じるとともに、周辺に悪臭が発生しないよう充分注意すること。
 (2) 積替え後の産業廃棄物は、速やかに積替保管施設から運搬すること。以下余白

4. 許可の更新・変更の状況

平成15年3月24日 許可の更新
 平成18年7月31日 事業範囲の変更（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ・感染性産業廃棄物の積替保管行為の追加。）
 平成20年3月24日 許可の更新
 平成21年4月21日 積替保管施設の規模縮小
 平成22年10月4日 代表者の変更
 平成22年12月1日 積替保管施設（積替限定車）の変更
 平成23年6月8日 積替保管施設の変更
 平成25年3月24日 許可の更新
 平成25年6月19日 代表者の変更
 平成26年10月2日 積替保管施設（積替限定車）変更による保管量増加
 以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

以下余白

事業区分	取扱う特別管理産業廃棄物の種類	
収集運搬業 (積替え・ 保管行為を 含む。)以下 余白	汚 泥	水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、ヒ素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。
	廃 油	揮発油類、灯油類、又は軽油類であるもの。又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、若しくはベンゼンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。以下余白
	廃 酸	水素イオン濃度指数 2.0 以下のもの。又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、若しくはセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。以下余白
	廃アルカリ	水素イオン濃度指数 12.5 以上のもの。又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、若しくはセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。以下余白
	感 染 性 産 業 廃 棄 物	
収集運搬業 (積替え・ 保管行為を 除く。)	燃え殻	カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、ヒ素又はその化合物、若しくはセレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。以下余白